

第1編 総論

第一編 総論

第1編 総論

第1章 市の責務、計画の位置づけ、構成等

市は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務にかんがみ、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため、以下のとおり、市の責務を明らかにするとともに、市の国民の保護に関する計画の趣旨、構成等について定める。

1 市の責務及び市国民保護計画の位置づけ

(1) 市の責務【法第3条第2項】→資料編99ページ参照

市（市長及びその他の執行機関を指す。以下同じ）は、武力攻撃事態等において国民保護法、その他の法令、基本指針及び県国民保護計画を踏まえ、市国民保護計画に基づき、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民保護措置を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

(2) 市国民保護計画の位置づけ【法第35条】→資料編102ページ参照

市は、その責務にかんがみ、国民保護法第35条の規定に基づき、市国民保護計画を作成する。

(3) 市国民保護計画に定める事項【法第35条第2項】→資料編102ページ参照

市国民保護計画においては、その区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項、市が実施する国民保護措置に関する事項等国民保護法第35条第2項各号に掲げる次の事項について定める。

- ① 市の区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項
- ② 市が実施する警報の伝達、避難誘導、救援の実施、避難実施要領の策定、関係機関の調整等国民保護措置に関する事項
- ③ 国民保護措置を実施するための訓練並びに物資及び資材の備蓄に関する事項
- ④ 国民保護措置を実施するための体制に関する事項
- ⑤ 国民保護措置の実施に関する他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項
- ⑥ 上記①～⑤に掲げるもののほか、市の区域に係る国民保護措置に関し市長が必要と認める事項

2 市国民保護計画の構成

市国民保護計画の構成は、以下の各編により構成する。

- 第1編 総論
- 第2編 平素からの備えや予防
- 第3編 武力攻撃事態等への対処
- 第4編 復旧等
- 第5編 緊急対処事態への対処
- 資料編

3 市国民保護計画の見直し、変更手続き

(1) 市国民保護計画の見直し

市国民保護計画については、今後、国における国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、県国民保護計画の見直し、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直しを行う。

市国民保護計画の見直しを行う際には、市国民保護協議会の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求めるものとする。

(2) 市国民保護計画の変更手続き

市国民保護計画の変更にあたっては、計画作成時と同様、国民保護法第39条第3項の規定に基づき、市国民保護協議会に諮問のうえ、知事に協議し、市議会に報告し、公表するものとする。ただし、国民保護法施行令で定める軽微な変更については、市国民保護協議会への諮問及び知事への協議は要しない。

第2章 国民保護措置に関する基本方針

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するにあたり、特に留意すべき事項について、以下のとおり、国民保護措置に関する基本方針として定める。

(1) 基本的人権の尊重【法第5条】→資料編99ページ参照

市は、国民保護措置の実施にあたっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続きの下に行う。

(2) 国民の権利利益の迅速な救済【法第6条→資料編99ページ参照

市は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続きをできる限り迅速に処理するよう努める。

(3) 国民に対する情報提供【法第8条】→資料編100ページ参照

市は、武力攻撃事態等においては、国民に対し国民保護措置に関する正確な情報を適時に、かつ適切な方法で提供する。

(4) 関係機関相互の連携協力の確保【法第3条4項】→資料編99ページ参照

市は、国、県、近隣市町村並びに関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関と平素から相互の連携体制の整備に努める。

(5) 国民の協力【法第4条】→資料編99ページ参照

市は、国民保護法の規定により、国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、国民に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、国民は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとする。

また、市は、消防団及び自主防災組織の充実・活性化をはじめ、ボランティアへの支援に努める。

(6) 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重【法第7条】

→資料編99ページ参照

市は、指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置の実施方法については、指定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであるこ

とに留意する。

(7) 高齢者、障がい者、外国人等への配慮及び国際人道法的確な実施【法第9条】

→資料編 100 ページ参照

市は、国民保護措置の実施にあたっては、高齢者、障がい者、外国人その他特に配慮を要する者の保護について留意する。

また、市は、国民保護措置を実施するにあたっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法的確な実施を確保する。

(8) 国民保護措置に従事する者等の安全の確保【法第22条、第70条第2項】

→資料編 101、105 ページ参照

市は、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮するものとする。

また、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じて安全の確保に十分に配慮する。

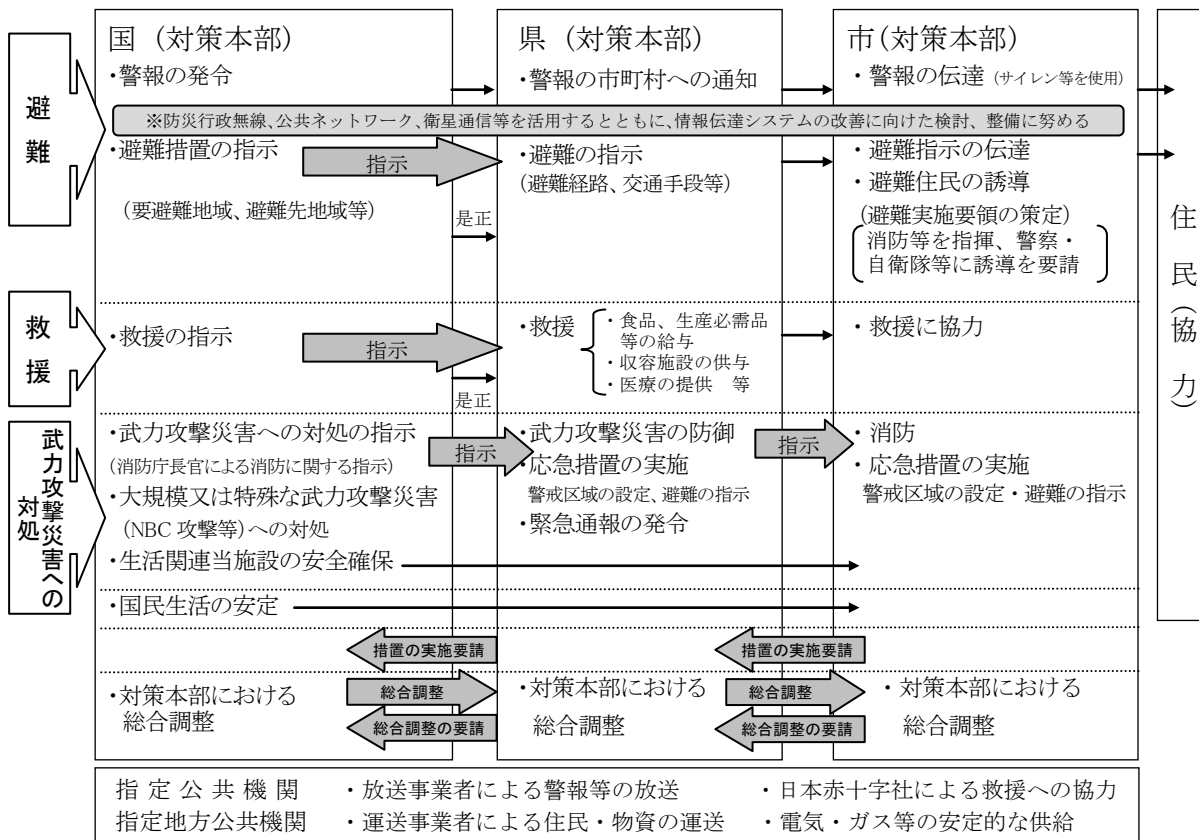
(9) 外国人への国民保護措置の適用

憲法第3章に規定する国民の権利及び義務に関する規定が、その性質上外国人に適用できないものを除き、外国人にも適用されるものと解されており、日本に居住し、又は滞在している外国人についても、武力攻撃災害から保護すべきことに留意するものとする。

第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等

市は、国民保護措置の実施にあたり関係機関との円滑な連携を確保できるよう、国民保護法における市の役割を確認するとともに、関係機関の連絡窓口をあらかじめ把握しておく。

【国民保護措置の全体の仕組み】



国、地方公共団体、指定公共機関等が相互に連携

◆市の事務【法第 16 条】→資料編 100 ページ参照

機関の名称	事務又は業務の大綱
市	<ol style="list-style-type: none"> 1 国民保護計画の作成 2 国民保護協議会の設置、運営 3 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営 4 組織の整備、訓練 5 警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置の実施 6 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 7 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 8 水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置の実施 9 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

◆県の事務【法第 11 条】→資料編 100 ページ参照

機関の名称	事務又は業務の大綱
県	<ol style="list-style-type: none"> 1 国民保護計画の作成 2 国民保護協議会の設置、運営 3 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営 4 組織の整備、訓練 5 警報の通知 6 住民に対する避難の指示、避難住民の誘導に関する措置、都道府県の区域を越える住民の避難に関する措置その他の住民の避難に関する措置の実施 7 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 8 武力攻撃災害の防除及び軽減、緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設定、保健衛生の確保、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 9 生活関連物資等の価格の安定等のための措置その他の国民生活の安定に関する措置の実施 10 交通規制の実施 11 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

◆指定地方行政機関の事務【法第 33 条】→資料編 102 ページ参照

機関の名称	事務又は業務の大綱
九州管区警察局	<ol style="list-style-type: none"> 1 九州管区内各県警察の国民保護措置及び相互援助の指導・調整 2 他管区警察局との連携 3 九州管区内各県警察及び関係機関等からの情報収集並びに報告連絡 4 警察通信の確保及び統制
沖縄防衛局	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管財産（周辺財産）の使用に関する連絡調整 2 米軍施設内通行等に関する連絡調整
沖縄総合通信事務所	<ol style="list-style-type: none"> 1 電気通信事業者・放送事業者への連絡調整 2 電波の監督管理、監視並びに無線の施設の設置及び使用の規律に関すること 3 非常事態における重要通信の確保 4 沖縄地方非常通信協議会の円滑な運営

沖縄総合事務局	<ol style="list-style-type: none"> 1 地方公共団体に対する災害融資 2 金融機関に対する緊急措置の指示 3 普通財産の無償貸付 4 被災施設の復旧事業費の査定の立会 5 武力攻撃災害対策用食料及び備蓄物資の確保 6 農業関連施設の応急復旧 7 救援物資の円滑な供給の確保 8 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保 9 被災中小企業の振興 10 被災時における直轄河川、国道等の公共土木施設の応急復旧 11 港湾施設の使用に関する連絡調整 12 港湾施設の応急復旧 13 運送事業者への連絡調整 14 運送施設及び車両の安全保安
沖縄地区税関	<ol style="list-style-type: none"> 1 輸入貨物の通関手続
九州厚生局 沖縄分室	<ol style="list-style-type: none"> 1 救援等に係る情報の収集及び提供
沖縄労働局	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災者の雇用対策
九州森林管理局 (沖縄森林管理署)	<ol style="list-style-type: none"> 1 武力攻撃災害対策用復旧用資材の調達・供給
那覇産業保安監督事務所	<ol style="list-style-type: none"> 1 鉱山における災害時の応急対策 2 発電所、ガス工作物等の施設及び火薬類、高圧ガス等の危険物質等の保安確保
大阪航空局 (那覇空港事務所)	<ol style="list-style-type: none"> 1 飛行場使用に関する連絡調整 2 航空機の航行の安全確保
那覇航空交通管制部	<ol style="list-style-type: none"> 1 航空機の安全確保に係る管制上の措置
沖縄气象台	<ol style="list-style-type: none"> 1 気象状況の把握及び情報の提供
第十一管区 海上保安本部	<ol style="list-style-type: none"> 1 船舶内に在る者に対する警報及び避難措置の指示の伝達 2 海上における避難住民の誘導、秩序の維持及び安全の確保 3 生活関連施設の安全確保に係る立ち入り制限区域の指定等 4 海上における警戒区域の設定等及び退避の指示 5 海上における消火活動及び被災者の救助・救急活動、その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
九州地方環境事務所	<ol style="list-style-type: none"> 1 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供 2 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集

◆指定公共機関及び指定地方公共機関の事務【法第2条第2項、第21条、第36条】
→資料編99、101、102ページ参照

機関の名称	事務又は業務の大綱
放送事業者	1 警報及び避難の指示（警報の解除及び避難の指示の解除を含む。）の内容並びに緊急通報の内容の放送
運送事業者	1 避難住民の運送及び緊急物資の運送 2 旅客及び貨物の運送の確保
電気通信事業者	1 避難施設における電話その他通信設備の臨時の設置における協力 2 通信の確保及び国民保護措置の実施に必要な通信の優先的取扱い
電気事業者	1 電気の安定的な供給
ガス事業者	1 ガスの安定的な供給
日本郵政株式会社	1 郵便の確保
病院その他の医療機関	1 医療の確保
道路の管理者	1 道路の管理
日本赤十字社	1 救援への協力 2 外国人の安否情報の収集、整理及び回答
日本銀行	1 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節 2 銀行その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を通じた信用秩序の維持

第4章 市の地理的、社会的特徴

市は、国民保護措置を適切かつ迅速に実施するため、その地理的、社会的特徴等について確認することとし、以下のとおり、国民保護措置の実施にあたり考慮しておくべき市の地理的、社会的特徴について定める。

1 市の位置等について

本市は、沖縄本島のほぼ中央部の高台にあって、北緯26度20分、東経127度48分に位置し、那覇市の北方約22kmの地点あり、市域は南北に長方形をなしている。北側及び東側はうるま市、恩納村、西側は北谷町、嘉手納町、読谷村、南側は北中城村に隣接している。また、本市の面積は49.0km²であるが、そのうち米軍及び自衛隊基地面積は、17.58km²で総面積の35.9%を占める。

地勢は概ね丘陵大地で、一番低い地点（海岸線）が海拔0m、高い地点（字倉敷304-4）で201mとなっており、太平洋側すなわち中城湾に高く、いわゆる海岸台地をなしている。

嘉手納空軍基地の滑走路から、沖縄市の南の方向に基地と民間地域を隔てるように、琉球石灰岩のカルスト残丘が各地に点在しており、知花城跡や「こどもの国内の石灰岩丘」などはその代表例である。土質は、珊瑚石灰岩土壌、泥岩土壌、国頭礫土壌、沖積土壌の4つに大別することができる。



2 気候について

沖縄県は、黒潮暖流の影響により、気候は温暖で月平均気温の年格差も摂氏12度前後と比較的小さく、四季の変化に乏しく年平均気温は23度前後である。また、世界で最も季節風の強く発達するアジア季節風帯に属しているため、冬は北東の季節風が、夏は南東の季節風が吹きこみ、例年10月になるとミーニシという北東季節風が吹きはじめ、冬の季節風に変わる1~2月には1年で最も冷え込む時期となるが、寒波の襲来時でも摂氏10度前後という温かさで気候風土に恵まれている。春季は風向きが変わりやすく、5月中旬から6月下旬までは本格的な梅雨の時期となり、梅雨の時期が過ぎると台風シーズンに入り、年平均7個強の台風が来襲し、特に7月から9月に集中するが、10月から11月に来襲することもある。

3 人口等について

本市の人口は、平成26年2月現在の住民登録人口は、138,860人を数え、昭和49年12月末時点の人口95,694人より43,166人増加している。

地域防災計画で市域を東西南北で4地区に分類している地区別の人口分布の状況を見ると、「北部地区」は19,242人で7,670世帯、「中部地区」38,002人で15,654世帯、「東部地区」は46,210人で17,835世帯、「西部地区」は35,406人で15,197世帯となっており、「東部地区」が人口・世帯ともに全体の3割を占め最も多く、逆に「北部地区」は人口・世帯ともに全体の1割程度と少ない。

地区別人口・世帯の分布状況(H26.2月時点)

地区名	人口		世帯数	
	人	%	世帯	%
北部地区	19,242	13.9%	7,670	13.6%
中部地区	38,002	27.4%	15,654	27.8%
東部地区	46,210	33.3%	17,835	31.6%
西部地区	35,406	25.5%	15,197	27.0%
合計	138,860	100.0%	56,356	100.0%

資料：住民基本台帳人口

【北部地区】

- ・人口及び世帯数は市全体の約14%である。
- ・松本、明道、知花、登川、池原自治会

【中部地区】

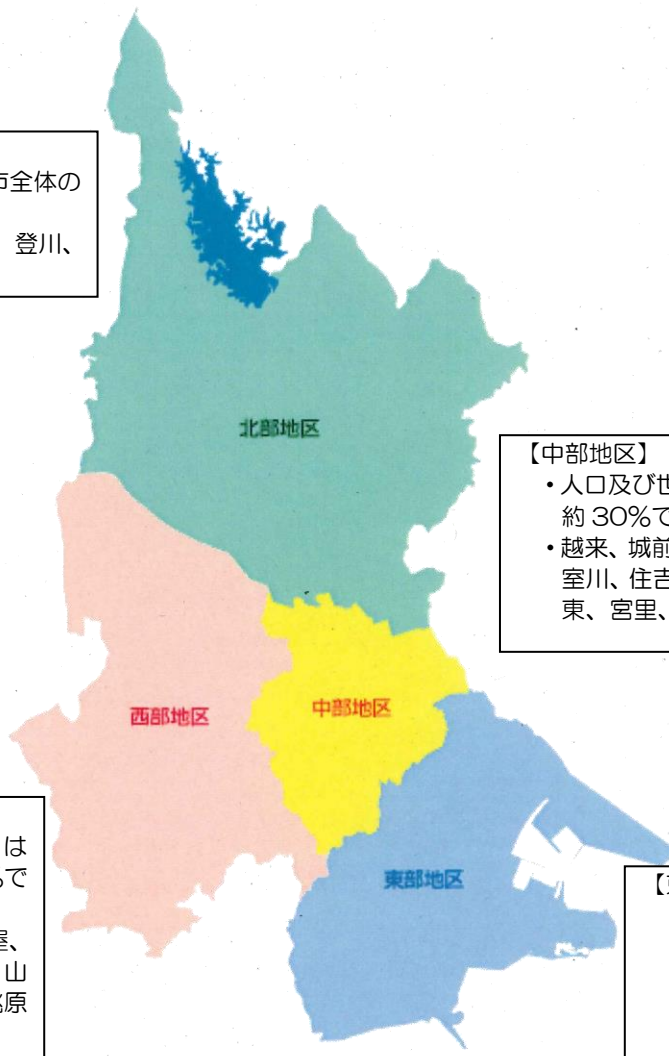
- ・人口及び世帯数は市全体の約30%である。
- ・越来、城前、照屋、安慶田、室川、住吉、嘉間良、美里、東、宮里、吉原自治会

【西部地区】

- ・市全体に占める人口は25.5%、世帯数は27%である。
- ・八重島、センター、胡屋、中の町、園田、諸見里、山内、山里、久保田、南桃原自治会

【東部地区】

- ・人口及び世帯数は市全体の約30%以上を占め、人口・世帯数ともに最も多い地区である。
- ・古謝、高原、大里、東桃原、比屋根、与儀、泡瀬、泡瀬第一、泡瀬第二、泡瀬第三、海邦町自治会



4 道路・交通等について

本市の主な道路構成は、国道330号及び329号をはじめ、主要地方道沖縄石川線、県道20号線、県道16号線、市道で構成されている。また、沖縄自動車道の沖縄南インターチェンジがあり、県内の交通の要衝となっている。

交通状況は、国道330号及び329号と主要地方道沖縄石川線が交差するコザ十字路、国道330号と県道20号線を結ぶ胡屋十字路、国道329号と県道16号線を結ぶ知花十字路、そして、国道329号と県道20号線を結ぶ高原交差点などは交通渋滞が著しい状況にある。

市道については、幅員が狭隘な道路もあり、災害時及び国民保護事態が生じた際の対応が課題となる。



5 米軍・自衛隊施設について

本市における米軍基地及び自衛隊施設は、17,585千㎡で市の総面積（4,900万㎡）の35.9%を占めている。

また、沖縄県全体に占める米軍基地（23,247万㎡）に占める本市の米軍基地の比率は、約7.1%で国頭村18.9%、東村14.3%、名護市9.9%、金武町9.2%に次ぐ状況である。

市域に占める米軍施設等の比率が高いことから、軍用機の離発着による事故・弾薬施設・各種燃料タンク等の危険物施設からの事故が懸念される。

■ 市内の米軍施設・自衛隊施設

施設名称	施設総面積 (千㎡)	市域施設総面積 (千㎡)
嘉手納飛行場	19,855	7,425
嘉手納弾薬庫地区	26,585	8,029
キャンプ・シールズ	700	700
泡瀬通信施設	552	552
キャンプ瑞慶覧	5,957	176
陸軍貯油施設	1,277	14
米軍施設計	54,926	16,896
陸上自衛隊那覇駐屯地白川高射教育訓練場	157	119
陸上自衛隊沖縄訓練場	570	570
自衛隊施設計	727	689
総合計	55,653	17,585

資料：平成 25 年度基地対策

6 その他

国民保護及び防災上の重要な施設として、本市を含めうるま市、北中城村、中城村、西原町、与那原町、南城市 7 市町村にまたがり約 24,000ha の規模の重要港湾として位置づけられている中城湾港や県管理の泡瀬漁港がある。

また、市の比謝川水系上流に多目的ダムとして洪水調節、流水の正常な機能維持、水道用水の開発の3つの働きをもつ倉敷ダムもある。

その他、イベント等開催時に多くの人が集まる、ミュージックタウン音市場や有事の際の避難場所になっているコザ運動公園のコザ信金スタジアム（21,000㎡）などがある。

第5章 市国民保護計画が対象とする事態

市国民保護計画においては、以下のとおり県国民保護計画において想定されている武力攻撃事態及び緊急対処事態を対象とする。

1 武力攻撃事態

市国民保護計画においては、武力攻撃事態として県国民保護計画において想定されている4類型を対象とする。

【武力攻撃事態の類型と特徴】

類 型	主 な 特 徴
着上陸侵攻	<ul style="list-style-type: none"> • 一般的に国民保護措置を実施すべき地域が広範囲になり、その期間も比較的長期に及ぶことが予想される。 • 状況によっては、武力攻撃予測事態における住民避難も想定される。 • 着上陸侵攻に先立ち、航空機や弾道ミサイルによる攻撃が実施される可能性が高いと考えられる。
ゲリラや特殊部隊による攻撃	<ul style="list-style-type: none"> • 突発的に被害が生ずることも考えられるため、人口密集地域、橋りょう、トンネルなどに対する注意が必要。 • 少人数のグループにより行われるため使用可能な武器も限定されることから、主な被害者は施設の破壊等が考えられる。
弾道ミサイル攻撃	<ul style="list-style-type: none"> • 発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。 • 極めて短時間に着弾することが予想され、弾頭の種類（通常弾頭又はNBC弾頭）を着弾前に特定することは困難であるとともに、弾頭の種類に応じて、被害の様相及び対応が大きく異なる。
航空攻撃	<ul style="list-style-type: none"> • 弾道ミサイル攻撃の場合に比べ、その兆候を察知することは比較的容易であるが、対応の時間が少なく、また攻撃目標を特定することが困難である。 • 航空攻撃を行う側の意図及び弾薬の種類等により異なるが、都市部が主要な目標となることも予想される。

※武力攻撃事態の想定は、武力攻撃の手段、その規模の大小、攻撃パターン等により異なり、上記の4類型についても、複合して起こることが多いと考えられる。

2 緊急処理事態

市国民保護計画においては、緊急処理事態として県国民保護計画において想定されている事態を対象とする。

【緊急処理事態の種類と特徴】

類 型	主 な 特 徴
危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態	<ul style="list-style-type: none"> • 原子力事業所等の破壊 • 石油コンビナート、可燃性ガス貯蔵施設等の爆破 • 危険物積載船への攻撃 • ダムの破壊
多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態	<ul style="list-style-type: none"> • 大規模集客施設、ターミナル駅等の爆破 • モノレール等の爆破
多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態	<ul style="list-style-type: none"> • ダーティーボム等の爆発による放射能の拡散 • 炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布 • 市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布 • 水源地に対する毒物の混入
破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態	<ul style="list-style-type: none"> • 航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ • 弾道ミサイル等の飛来